

新発田市教育委員会令和8年6月定例会 会議録

○ 議事日程

令和8年6月3日（水曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会及び臨時会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議事

議第12号 専決処分の承認について

（令和8年度新発田市一般会計補正予算（第2号）について）

議第13号 蒔谷虹児記念館美術品等選定委員の委嘱について

議第14号 新発田市同和教育推進協議会委員の任命及び委嘱について

議第15号 新発田市立学校県費負担教職員に係る面接指導実施規程の制定について

日程第5 その他

・令和8年新発田市議会 閉会中の継続審議報告

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

工 藤 ひとし	教育長
石 坂 均	委員（教育長職務代理者）
笠 原 恭 子	委員
村 川 孝 子	委員
山 崎 由 紀	委員

○ 説明のため出席した者

教育総務課長	古 田 潤 子
学校教育課長	彌源治 仁 伺
文化行政課長	宮 崎 由 香
中央図書館長	本 田 陽 子
生涯学習課長	土 田 道 代
青少年健全育成センター所長	狩 野 琴 根

○ 書 記

教育総務課長補佐 阿 部 成 美

教育総務課教育総務係長

小 島 貴 志

教育総務課教育総務係主査

橋 本 隆 志

○ 議 事

○工藤教育長

ただ今から教育委員会、令和8年6月定例会を開会します。

それでは、会議に入ります。はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名について」であります。村川委員を指名いたします。

次に、「日程第2 前回定例会会議録の承認について」お諮りいたします。既に送付してあります会議録について、質問等はございますか。

○工藤教育長

ないようですので、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、「5月定例会」の会議録は承認されました。

次に、「日程第3 教育長職務報告」を行います。職務報告については、既に送付してあります「教育長職務報告（令和8年5月1日～令和8年5月31日分）」のとおり報告いたします。委員の皆様から何か質問等はございますか。

○工藤教育長

ないようですので、「教育長職務報告」について、承認の方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、「教育長職務報告」は承認されました。

それでは、「日程第4 議事」に入ります。はじめに、「議第12号 専決処分の承認について（令和8年度新発田市一般会計補正予算（第2号）について）」の審議を行います。古田教育総務課長から説明をお願いします。

○古田教育総務課長

議第12号、専決処分の承認について御説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。令和8年度、新発田市一般会計補正予算第2号についてでございます。はじめに、下段の歳出について御説明いたします。教育総務課の学校給食費管理運営事業は、職員の産前産後休暇及び育児休暇取得により、代替の臨時職員を雇用するための経費です。次に、1行飛びまして、学校教育課の中学校補助教員派遣事業は、補助教員1名増

員に伴う人件費の補正であり、その上の教育支援センター車野校運営事業は、今ほどの中学校補助教員派遣事業の増員に伴い、減額補正を行うものであります。次の地域クラブ活動推進事業は、スポーツ安全協会の助成金を活用した地域クラブ活動の体験会の開催や備品購入等に要する経費の補正です。次の文化行政課、市民文化会館施設維持管理事業は、市民文化会館敷地内の危険樹木について、伐採及び安全措置を行うための経費を補正するものであります。上に戻っていただき歳入です。先ほど御説明しました地域クラブ活動推進事業に対し、スポーツ安全協会助成金が支払われることから補正するものです。説明は以上です。

○工藤教育長

委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので「議第12号 専決処分の承認について（令和8年度新発田市一般会計補正予算（第2号）について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第12号は承認することに決しました。

次に、「議第13号 落谷虹児記念館美術品等選定委員の委嘱について」の審議を行います。宮崎文化行政課長から説明をお願いします。

○宮崎文化行政課長

議第13号、落谷虹児記念館美術品等選定委員の委嘱について御説明いたします。議案書の4、5ページ、議案に係る資料の1、2ページを御覧ください。落谷虹児記念館美術品等選定委員の任期満了に伴い、委員の委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。委員名は別紙のとおりとなっております。委嘱期間は令和8年6月3日から令和10年6月2日までの2年間です。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので「議第13号 落谷虹児記念館美術品等選定委員の委嘱について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第13号は承認することに決しました。

次に、「議第14号 新発田市同和教育推進協議会委員の任命及び委嘱について」の審議を行います。彌源治学校教育課長から説明をお願いいたします。

○彌源治学校教育課長

議案書の6ページ、7ページ、議案に係る資料の3ページ、4ページを御覧ください。

議第14号、新発田市同和教育推進協議会委員の任命及び委嘱についてであります。新発田市同和教育推進協議会設置要綱第3条第2項の規定に基づき、新発田市同和教育推進協議会委員の任命及び委嘱について、教育委員会の承認を求めるものでございます。議案に係る資料の4ページ目を御覧ください。それぞれの委員の名簿は記載のとおりです。委員の任期は令和8年4月1日から令和10年3月31日となっております。説明は以上です。

○工藤教育長

説明が終わりました。委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので「議第14号 新発田市同和教育推進協議会委員の任命及び委嘱について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第14号は承認することに決しました。

次に、「議第15号 新発田市立学校県費負担教職員に係る面接指導実施規程の制定について」の審議を行います。彌源治学校教育課長から説明をお願いします。

○彌源治学校教育課長

議案書の8ページから16ページまで、議案に係る資料の5ページを御覧ください。議第15号、新発田市立学校県費負担教職員に係る面接指導実施規程の制定についてであります。議案に係る資料の5ページ目を御覧ください。制定理由でございますが、市立小中学校に勤務する県費負担教職員の健康管理については、学校の設置者である市の責務であります。労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の整備が求められております。このような中、長時間労働者等への面接指導体制が未整備となっておりますことから、令和8年度から教育委員会が選任している産業医の管理対象者に県費負担教職員も加え、面接指導体制の実施など県費負担教職員の健康管理等について、より一層の充実を図るものとし、併せて面接指導の実施に当たっての必要な規程を定めるものでございます。実施日は令和8年6月1日からということであります。以上でございます。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○石坂教育長職務代理者

このような規程がきちっと整備されることは、とても大事なことだと思います。自分が管理職の立場でこの規程に従っていたらどうなるのかをイメージしながら見ました。面接指導を行うに当たり、実際には対象者への補足説明があったり、あるいは校長と教育委員会とで相談をしながら進めることになると思うのですが、あくまでも規程を読んだところでいくつかお聞きしたいと思います。

まず一つ目が、第3条の面接指導の対象者となる者として、時間外勤務の時間数が80時間を超えるとあり、これは基準がはっきりしていますが、疲労の蓄積が認められる

者については、第三者から見てそう思えるという意味なのか、それともあくまでも自己申告で対象になるのか。また、(2)の健康に不安を有すると認められる者についても同様ですけれども、第三者が認めるというものなのか、本人が自己申告で申請できるのかをお聞きしたいと思います。

○彌源治学校教育課長

対象者につきまして、(1)については記載のとおりでございますが、(2)、(3)につきましては、管理職が面接指導を受けることが必要な状況であると認める者、また、対象者からの申し出もあり、それを管理職が認めた者ということになりますので、そのように読み取っていただければと思います。以上でございます。

○石坂教育長職務代理者

対象者からの申し出も含めて管理職が認めた者が対象ということですね。そして、それを受けて面接指導を行うかどうかは本人からの申し出ということになっています。校長は面接指導の勧奨を行うということですが、例えば校長が認め、対象者へ面接指導を受けてみないかとは言えるけれども、受けなさいとは言えない。強制はできない制度ということではよろしいでしょうか。

○彌源治学校教育課長

そのように捉えております。基本的には管理職が対象者へ面接指導を受けることを勧めたとしても対象者が希望しないということであれば、強制はできないというものであります。

○石坂教育長職務代理者

面接指導を受けるとなると、対象者から申請書を出してもらい、面接指導後に産業医から教育委員会経由で校長へ結果の報告が届きます。それを受けて、対象者へどういうふうに伝えるかについては、例えば書面や口頭で行う等、規程では伝達手段に一切触れていないのですが、その辺は校長一任というような形なのでしょうか。

○彌源治学校教育課長

学校長に対して産業医から提出される様式は、議案書の15ページにあるとおりですが、その後、学校長から対象者への伝達手段について規定されているものはございません。学校長が報告書及び意見書を読み取り、対象者に伝えていくということになります。書面あるいは口頭となるかもしれませんが、必ず対象者に内容を伝えていくということになります。

○石坂教育長職務代理者

第7条に、学校長は事後措置を講ずるとありますが、制限するとか軽くすることは学校長の裁量でできると思うのですが、例えば、第3号様式にある面接指導結果報告書で、「休養」となっていた場合や事後措置に係る意見書で、「就業の禁止」となっていた場合について、意見書は診断書の代わりにはならないと思いますので、そうすると校長は結果を対象者に伝えた上で、再度受診をしていただき、その結果を書類で提出してもら

って休ませるというような流れになるのかどうか。その辺りは対象者と相談しながら、また、教育委員会とも相談をしながら判断することになると思うのですけれども、そのような捉え方でよろしいでしょうか。

○彌源治学校教育課長

委員御指摘のとおり、時間外労働の制限や時間外労働の禁止につきましては、学校長の判断でできるかと思いますが、第3号様式は、あくまでも産業医からの意見書でありますので、これをもって直ちに就業の禁止にはなりません。学校長から対象者に意見書の内容を伝えながら、最終的には医療機関を受診し、その診断書等により就業をどのようにしていくのが決まっていくというふうに承知しております。

○工藤教育長

今ほどのやり取りにつきましては、プライバシーの配慮ということもあり、第11条にも規定しておりますが、不利益な取扱いをしないようにすることが大原則ですので、よろしくお願いいたします。

他に何か御意見や御質問がございましたらお願いいたします。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、「議第15号 新発田市立学校県費負担教職員に係る面接指導実施規程の制定について」を承認される方の挙手をお願いいたします。

○工藤教育長

挙手全員でありますので、議第15号は承認することに決しました。

それでは、「日程第5 その他」に入ります。はじめに、「令和8年新発田市議会 閉会中の継続審査報告」について、古田教育総務課長から説明をお願いします。

○古田教育総務課長

それでは、その他資料にあります「令和8年 新発田市議会閉会中の継続審査報告」について御報告をさせていただきます。5月26日火曜日、市議会社会文教常任委員会の閉会中の継続審査項目、学校教育に関することといたしまして、市内中学校における学級編制についての調査が行われました。確認事項として、経過、原因、現状、生徒保護者の反応、対応策などについて、学校教育課長からの説明が求められました。その後、委員からの質疑はなく、自由討議で阿部聡委員から学校教育課長から十分に今後見ていくという発言があったので、それに期待したい。保護者の方も含め、よく意見聴取をし、子ども達への教育的配慮を加え、見ていってほしいとの発言がございました。報告は以上でございます。

○工藤教育長

委員の皆様から何か御質問等はございますか。

○工藤教育長

御意見、御質問がないようですので、説明のとおり御了承願います。

次に、「教育委員会・今後の日程（予定）」について、古田教育総務課長から説明をお願いいたします。

○古田教育総務課長

教育委員会今後の日程予定でございます。お配りしたのになっておりますが、前回の教育委員会でお願ひした以上、まだ決まっておりますのでこれで御了承いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○工藤教育長

委員の皆様から御質問等はございますでしょうか。

なければ、今後の予定については説明のとおりですので、よろしくお願ひいたします。

○工藤教育長

ほかに、事務局から報告等がありますか。

○工藤教育長

委員の皆様から何かございましたら御願ひいたします。

○工藤教育長

それでは、以上で教育委員会令和8年6月定例会を閉会いたします。

午前9時52分 閉 会

令和8年6月3日

新発田市教育委員会教育長

委 員